

発議第1号

基山町議会会議規則の一部改正について

基山町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月19日提出

基山町議会議員 栗野久明

基山町議会議員 末次 明

基山町議会規則第 号

基山町議会会議規則の一部を改正する規則

基山町議会会議規則（平成元年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」の前に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第50条第1項中「、自己の議席番号を告げ」を削る。

第88条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

第103条中「帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は」を「会議の妨げになるものを」に改める。

第107条の次に次の2条を加える。

（資料等印刷物の配布許可）

第107条の2 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙及び文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（情報通信端末機器の使用）

第107条の3 議員は、情報通信端末機器（会議用のタブレット型端末及びこれに付随するものに限る。以下同じ。）を議場又は委員会の会議室に持ち込み、会議で使用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行う場合は、議長又は委員長の許

可を得なければならない。

- 2 議員の情報通信端末機器の使用については、議員個人の責任において行うこととし、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 必要な範囲における使用に限ることとし、外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等をいう。）その他議事に関係のない目的において使用しないこと。
 - (2) 画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに十分留意すること。
 - (3) 電子音及び振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の妨害とならないように配慮すること。
- 3 第1項本文及び前項の規定は、議会及び委員会出席者の情報通信端末機器の使用について準用する。この場合において、第1項中「タブレット型端末」とあるのは、「タブレット型端末又はパーソナルコンピュータ」と読み替えるものとする。
- 4 議長又は委員長は、第2項及び前項の規定に反する使用があった場合、その他情報通信端末機器の使用に関し議事に支障を及ぼすおそれがあると思われる場合は、使用の中止を命じることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における欠席の届出及び請願書の記載事項等の取扱いに関する「標準」町村議会会議規則の改正、会議におけるタブレット端末等の使用に関する規定の整備、その他会議の実情に応じた所要の見直しを行うため、基山町議会会議規則を改正する必要がある。

令和3年3月19日原案可決